

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人麻醉科学会に対する意見及び要請

(研修の機会確保に関すること)

- 複数の基幹病院を設置していない都道府県は平成 30 年度募集の 9 県から平成 31 年度募集においては 7 県と減少は見られるが、引き続き全都道府県が複数の基幹病院を設置できるように努め、必要であればプログラム整備基準の見直し、改訂すること。
- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対してプログラム制の柔軟な運用を行っていることを専攻医に対して示し、対応した専攻医の数を毎年公開すること。また、今後はより柔軟に研修が行えるようにカリキュラム制の整備を検討すること。